

令和8年度(2026年度) 医療券・調剤券発行スケジュール
(令和9年1月から3月分)

随時発行日					一括発行日	
当月以前診療分の医療券等の発行処理をします。 当日中に発送処理及びデータ連携も行います。					翌月以前診療分の医療券等の発行 処理をします。翌々開庁日に発送 処理及びデータ連携を行います。	
1月	5日	8日	15日	21日	1月	28日
2月	4日	8日	16日		2月	25日
3月	4日	8日	16日	24日	3月	29日

- ・ ご依頼されたすべての医療券等を次回発行日までに発行することを確約するものではありません。
- ・ 令和8年4月から12月分の発行スケジュールについては、令和8年3月27日付通知でお知らせしております。
- ・ 医療券・調剤券発行スケジュールは、姫路市役所ウェブサイト【生活保護受給者の医療券等発行】にも掲載しています。
- ・ 年間スケジュールをご確認のうえ、オンライン資格確認等システムにログインして「委託先資格情報による一括取得」を行っても医療券等情報が確認できず、紙の医療券等も届いていない場合は、姫路市役所生活援護室医療担当までお問い合わせください。
- ・ 「委託先資格情報による一括取得」では、データ連携日翌開庁日以降を目途に順次閲覧可能になります。

◇姫路市役所ウェブサイト【生活保護受給者の医療券等発行】

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031128.html>

医療扶助のオンライン資格確認を未導入の指定医療機関・調剤薬局の方へ

オンラインでの迅速な資格確認ができるようになりますので、医療扶助オンライン資格確認システムの導入をご検討ください。

なお、既に医療保険オンライン資格確認システムを導入している医療機関等についても別途改修が必要です。詳しくは、医療保険オンライン資格確認システムを導入した際のシステム事業者にご相談ください。

連絡先

姫路市 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL:079-221-2100(直通)
FAX:079-221-2429

裏面もご確認ください。

医療扶助費の適正化にご協力をお願いします

1 生活保護法では他法他施策が優先します。

レセプト請求において、社会保険、難病、自立支援医療等が適用となる被保護者は、他法他施策を適用した請求をお願いします。

2 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

被保護者に対しては、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。

医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとされています。そのため、医療上の必要性が認められない場合に、患者の希望のみで先発医薬品を利用することはできません。

3 受診行動と服薬の適正化

レセプトデータから、頻回・重複受診者や重複・多剤服用者を特定し、医療機関を適正に受診するよう指導を行っています。

令和8年4月からお薬手帳の持参が原則となりました。

・お薬手帳の持参・提示について

令和8年4月から、被保護者について、医療機関の受診時および薬局の利用時に、お薬手帳を1冊に統一して持参することが原則となりました。福祉事務所においても、お薬手帳を持参するよう案内しておりますが、受診時には、被保護者に対しお薬手帳の持参および提示についてお声掛けくださいますようお願いいたします。

また、複数の医療機関や薬局を利用している場合には、服薬状況を一元的に把握できるよう、複数のお薬手帳を1冊にまとめて使用することについても、必要に応じてご案内ください。

医療専門職である医師・薬剤師の皆さまからのご説明・ご助言は、取組の促進や被保護者の理解に大きな効果が期待されます。本取組の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

被保護者健康管理支援事業へのご協力をお願いします

・生活習慣病の発生予防と重症化予防

一般健康診査の受診率向上と要精検者の医療機関受診勧奨について保健所と連携し、対象者に個別の健診受診券を送付しています。要精検者には、適切な受診ができるよう、保健師による支援を行っています。

各医療機関・調剤薬局におかれましても、再度のご確認とご協力をお願いします。

【裏面に「令和8年度 医療券発行スケジュール」を

記載していますので、ご確認ください。】